

特集

「労働統合型」社会的企業の可能性

労働統合型社会的企業は社会的排除への処方箋たりえるか

労働統合型社会的企業とは何か
— 欧米の動向と日本への示唆

橋本 理

(関西大学社会学部准教授)

1. 日本における社会的企業論の概況

日本で展開されている社会的企業論は多種多様である。それらは概して、社会的な価値の実現に重きをおく事業組織やその諸活動について論じられる点では共通しているが、論者によって分析対象とされる事業組織の形態は様々である。例えば、NPO法人や協同組合などのいわゆる「非営利」の事業組織のみに着目し、株式会社に代表されるいわゆる「営利」企業をその対象から除外する論者もいれば、昨今ではCSRと称されることも多い営利企業による社会貢献や社会的責任の範疇に入る諸活動を主要な対象とする論者もいる。使用される用語も、社会的企業 (social enterprise) という言葉のほか、社会起業家 (social entrepreneur) やソーシャル・ビジネス (social business) という語句が用いられることもある。また、扱われる内容も、社会的な事業を立ち上げる起業家のイノベーションやそれを生み出す諸条件を検討するもの、社会政策上の課題や事業組織のガバナンスのあり方について分析を試みるものなどがあり、その分析対象や手法は一様でない。このような現況は、日本の社会的企業論が、欧州や米国における研究や実践を紹介するなかで展開されてきており、多様な海外の動向が反映されていることによるところが大きい。また、社会的な価値の実現に重きをおく事業組織やその諸活動は、現実に多種多様なものが含まれることになるので、種々の活動の事例紹介が

様々な角度から展開されている状況が生じている¹⁾。

だが、日本における社会的企業論について、いくつかの特徴的な点を指摘できる。第一に、日本においては、NPO論の文脈から社会的企業論を捉えることが有効であることがあげられる。例えば、福祉領域のNPO法人のなかには活動の事業化が進展している事業組織がみられ、マネジメント手法の導入が求められるような状況も生じている。財やサービスの生産・販売に伴う事業収入に依拠する割合の大きいNPO法人の出現は、社会的な価値の追求をビジネス的な手法を用いて実現する事業組織のあり方に関する議論を引き起こし、その論点は社会的企業論の素地となっている。社会的企業論は必ずしもNPO法人のみを対象とするものではないとされるが、日本における社会的企業論の対象となる事業組織の多くはNPO法人の形態をとっているという現実がある。なお、具体的な論点としては、社会的な価値の追求を伴う事業活動を行ううえでのイノベーションのあり方が重視される傾向があることを指摘できよう。

第二に、福祉国家政策が変容を迫られており、俗に「新しい公共」という言葉で表現される領域の諸活動を担う事業組織のあり方が模索されているという現状がある。国や自治体による公共的な財やサービスの供給については財政危機や官僚制の逆機能の深刻化が指摘され、また従来型の地縁や企業を中心とした生活リスクの回避 (帰属集団や所属組織による生活リスクの回

避)の基盤が損なわれるなか、「新しい公共」を誰がどのように担うかという課題が生じている。従来型の社会政策が変容を迫られるなか、市場や政府を通じた財やサービスの供給がうまくいかない領域において新たな財・サービス供給の担い手として注目を集めたのがNPOという概念であった。NPOは1990年代の半ば頃から急速に関心を集め、1998年の特定非営利活動促進法の成立というかたちの制度面での進展をみせた。その後、2000年代初頭以降から、社会的な価値の追求とビジネス手法を何らかのかたちで結びつけることを試みる事業活動やそれを担う事業体について、社会的企業という概念を用いる動きがでてきたのである。それらの議論のいくつかは、その事業を立ち上げる具体的なヒト(その起業家精神やリーダーシップ、イノベーション手腕、カリスマ性など)に着目する「社会起業家」を扱った議論や、企業の社会的責任や社会貢献といった観点から論じられるCSR論と結びつけたかたちで論じられるようになってきている。

2. 欧米の社会的企業論の動向

このような日本の社会的企業に関する動きは、欧米の実践や研究動向の影響を強く受けている。それでは、欧米の社会的企業論の動向はどのようなものであろうか。実のところ、欧米の社会的企業論と一言でいっても様々な文脈のもとでの議論が存在し、対象とされる事業組織の形態や事業活動の中身も様々なものが含まれる。そして、日本の社会的企業論はそれらの多様な動向を反映したかたちで多岐にわたる論点を含んで展開されているという状況にある。だが、社会的企業という概念のもとでの議論からいくつかの特徴的なパターンを見いだすことが可能である。まず、単純化していえば、一般に、欧州や米国における社会的企業論も、おおむね従来型の政府を中心とした公共サービスの供給のあり方の変容、民間の主体による公共性や社会性を有した事業活動の必要性の高まりなどが、その背景となっている。これらは、NPOやサード・セクターといったかたちで議論され

る場合と同様に、公共的な財やサービスの供給に関して政府や市場を通じたかたちでは不十分な状況に直面するなか、新たな事業形態の模索のなかから、社会的企業という新たな事業組織のあり方を提起しようとする試みの一種とみなすことができよう。

また、グローバリゼーションや環境問題の進行などに伴う現代の社会問題の多様化に対応するかたちで、新たな社会問題の解決手法の担い手として社会的企業という概念が脚光を浴びるといった構図もみられる。具体的には、たとえば、マイクロクレジットやフェアトレードなどのような社会的な価値の追求とビジネス手法を結びつけた新たなスタイルの事業活動が注目を集めており、その担い手となる事業組織として社会的企業が位置づけられている。また、このような社会的な価値の追求とビジネス手法を結びつける担い手である社会起業家への注目が高まるなか、米国を中心にビジネススクールにおいて社会起業家に関するコースが立ち上げられるなど、社会的な価値の追求とビジネスとの融合をどのように進めるかについて、その実践のあり方への関心が高まりをみせている。

そのほか、この小論のテーマである「労働統合型社会的企業」という概念との関連でいえば、何らかの就労阻害要因を抱えている人々を積極的に雇用したり、それらの人々に就労や職業訓練の場を提供する事業組織の動きが注目されており、社会的企業論の主要な対象の一つとなっている。その代表的な例としては、イタリアの社会的協同組合があげられる。イタリアでは1991年に社会的協同組合法が制定され、その後の欧州における社会的企業論の展開の端緒として位置づけられる。

他の欧州諸国においても、社会的企業という概念に対して実践家および研究者の双方から注目を集める状況がある。たとえば英国においては、2000年代の初頭から社会的企業という概念への関心が高まり、社会的企業の育成に向けた様々な政策の展開がみられ、法制度としては、2004年にCommunity Interest Companyという新たな法人格が生み出されるなど、公共性や

社会性を備えた事業組織の活動の基盤を整える動きが進められている。また、EU諸国をカバーする社会的企業の研究ネットワークである EMES (L'Émergence des Entreprises Sociales en Europe) が形成されて社会的企業の国際比較研究が進められており、社会的企業という概念の分析と普及に一役かっている状況がみられる。

そして、アジア諸国や日本は、上記にみるような米国や欧州の様々な社会的企業に関する実践や研究の影響を受けながら、様々なタイプの社会的企業論が展開されている状況にある。そのようななか、韓国において、2006年に社会的企業育成法が成立したことは、アジア諸国における動きとして注目されるものといえよう。同法は、脆弱階層に社会サービスや就労の場を提供することを主眼としており、本論のテーマである労働統合型社会的企業を考察するうえでも重要な位置にあることを指摘しておく必要がある。

3. 労働統合型社会的企業 (WISE)に関する議論の特徴と課題

社会的企業論への関心が高まるなかで、新たに注目を集める概念として議論の俎上にもぼるようになってきたのが、労働統合型社会的企業 (work integration social enterprise: WISE) である。先に取り上げたEMES研究ネットワークでは、社会的企業の主要な活動領域として、対人社会サービスと労働統合 (work integration) の二つをあげている。EMES研究ネットワークはEU諸国におけるWISEの比較研究を進めており²、それらの研究の成果を踏まえながら、アジア諸国や日本においても徐々にWISEという概念に対する関心が高まりをみせ始めている状況がみられる。

WISEという概念が注目される背景としては、ワークフェアという概念を用いて論じられるような、労働と福祉の関係を改めてとらえ直す動きが進行していることがあげられる。ワークフェアという概念をめぐる議論の中身

は多岐にわたるため、ここでその詳細を論じるわけにはいかないが、大まかには福祉の受給者であった人々を就労へと導こうとする諸政策を総称する概念としてとらえることが可能である³。ワークフェアに関する議論は、改めて貧困問題への注目が高まるなかでその重要性を強めているが、その中心的な論点は、政策・制度設計のあり方や当事者のおかれている現状分析にある。だが、それらの分析に加えて、対象となる人々が具体的にどのようなかたちで就労できるのかという点についても考察する必要があるとの認識が高まりつつあり、就労の場を生み出す主体としてWISEという概念への注目が集まり出すようになってきたといえよう⁴。

さて、欧州のWISE研究によれば、WISEが主要な対象とする当事者の属性は、障害者および何らかの就労阻害要因を抱える人々 (たとえば、弱い立場にある女性、移民、失業を繰り返す若年、アルコールやドラッグ中毒者など) である。具体的な事業形態としては、先に言及したイタリアの社会的協同組合がその先駆的な事例としてあげられる。イタリアの社会的協同組合はA型とB型に分けられ、B型に該当するものが社会的に不利な立場にある人々の労働統合を目指すものである。欧州の他の諸国においても、その呼称は様々であるが、何らかの就労阻害要因を抱える人々の労働統合を進める諸事業組織の実態分析が進められている段階にある。そして、日本においても、主として欧州の実践や研究動向を踏まえながら、WISEに関する実態分析が進められつつある。その具体的な動向についてはこの小論に続く論稿にゆずることとし、最後に、WISE研究の今後の課題や論点を整理することにしよう。

第一の論点として、社会的企業、とりわけWISEのような社会政策上の課題に関わる事業を展開するうえでは、公的な財源や公的な制度によって形成された市場における事業収入に依拠する割合が大きいということがあげられる。つまり、社会的企業論の対象となる諸事業組織は、必ずしも「企業」という用語から想起されやすい独立採算で立ちゆくような存在ではない

ということである。特に、WISEの場合には、公的な財源に基づく補助金や事業受託による収入、公的な制度の枠組みによって形成された市場からの収入に依存する傾向が強い。したがって、社会的企業の台頭は、必ずしも関連諸領域における公的な役割がなくなることを意味するのではなく、社会的企業の活動条件の整備やそのための財源の確保などの面において、国や自治体の役割はむしろ重要度が増すこともあると考えられる。

第二に、社会的企業論では事業組織の法人格のあり方にこだわらないという論調が一般的ではあるが、現実問題としては、社会的企業の活動にそぐう法人制度を整えることが必要となる。すでにみたようにイタリア、英国、韓国などにおいて、関連の法制度がつくられてきており、日本においても、社会的企業やWISEの活動を促すために、法人制度のあり方についての議論が進められている段階にあり、その動向を注視する必要がある。

最後に、WISEが対象とする当事者について触れておきたい。現段階では、WISEは何らかの就労阻害要因を抱えた人々の雇用や就労を支援することが課題とされている。いわば、就職困難者層を主な対象として、それらの人々の就労支援や職業訓練、雇用を積極的に行うところに、WISEの存在意義が見いだされている⁵。だが、雇用の非正規化や不安定化が進行し、「雇用なき成長」とも指摘される状況が改善をみせる兆しが薄いなか、WISEが対象とする人々が

一般労働市場全般に広がりをもたせることも考えられる。とりわけ、若年者の雇用問題の深刻化は、雇用を重視するタイプの企業組織の存在意義について再検討を促すものと考えられる。この論点は、WISEという概念が、そもそも企業が社会のなかで果たす役割とは何かという根本的な課題について、人々の働く場の提供という視点から再考察を迫るものであることを意味しているのではなかろうか。その意味において、社会的企業やWISEという概念は、現代社会における企業の存在意義について再検討を促すものとして捉えることが重要となる。

-
- 1 多様な社会的企業論の動向についてはさしあたり、拙稿「社会的企業論の現状と課題」『市政研究』第162号、大阪市政調査会、2009年、拙稿「EUにおける労働統合を目的とした社会的企業（ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ）の動向—社会的企業論の批判的検討から」『関西大学社会学部紀要』第41巻第1号、関西大学社会学部、2009年、拙稿「ホームレス問題と社会的企業—社会的な事業と貧困ビジネスの境界をめぐる基本的視座」『ホームレスと社会』第2号、明石書店、2010年を参照されたい。
 - 2 EMES 研究ネットワークにおけるWISEの研究については、Nyssens, M. eds. *Social Enterprise*, Routledge, 2006を参照されたい。
 - 3 ワークフェアという概念の論点については、埋橋孝文編『ワークフェア—排除から包摂へ?』法律文化社、2007年を参照されたい。
 - 4 たとえば、宮本太郎『生活保障—排除しない社会へ』岩波書店、2009年を参照されたい。
 - 5 日本においては、たとえば、地域雇用政策という観点から、その課題についての取り組みが進められている現状がある。その論点については、さしあたり、中山徹・橋本理編『新しい仕事づくりと地域再生』文理閣、2006年を参照されたい。